

# 検察は不当な起訴を取り下げよ

岡山地方検察庁

検事正 矢本忠嗣 殿

禰屋町子さんは、中小業者の営業と暮らしを守る組織である倉敷民主商工会の会員だったI建設に対して、確定申告のサポートをしたことをもって、法人税法違反ほう助(脱税ほう助)と税理士法違反とされ裁判にかけられています。そして一審の岡山地裁(江見裁判長)では不当にも有罪とされましたが、控訴審である広島高裁岡山支部は2018年1月12日、一審・有罪判決を破棄し、審理を岡山地裁に差し戻す判決を言い渡しました。これをうけて、現在、岡山地裁に係属しています。

しかし、次の点から、そもそも検察の起訴(公訴)は不当なものです。

## ① 法人税法違反ほう助(脱税ほう助)は冤罪、税理士法違反は弾圧

I建設には「たまり」と呼ばれる隠し財産がありませんでした。単に決算のやり方を間違えただけで、脱税の意図はなかったことは明らかです。禰屋さんは「脱税」の手伝いもしておらず、I建設から報酬ももらっていません。脱税ほう助は全くの冤罪です。そして、税理士法違反については、適正な課税が実質的に損なわれていないことは明らかで、にもかかわらず検察が起訴したのは明らかに民商という団体に対する弾圧だと言わなければなりません。

## ② 高裁判決で断罪された検察の立証

検察は、禰屋さんを法人税法違反ほう助で起訴しましたが、脱税本犯のI建設の脱税を立証する証拠として、国税査察官報告書を提出し、岡山地裁(江見裁判長)はこれを「鑑定書」として証拠採用し、禰屋さんを有罪としました。しかし広島高裁岡山支部は、査察官報告書を「鑑定書」として採用したことは違法だと断罪し、岡山地裁に差し戻しました。

このような違法なものを証拠として、有罪にしようとした検察の姿勢は許せません。同時に、検察がそうせざるを得なかったのは、本件がそもそも起訴すべきでない事案だったからです。

## ③ 1年近くも立証計画を立てられなかった検察—いかに起訴がいい加減なものかが明白

広島高裁の差し戻し判決後、検察は、差し戻し審に1年近くも主張・立証計画を提出できませんでした。いやしくも刑罰を科そうと公訴提起する際には、主張・立証計画を持つことは当然です。にもかかわらず、公訴提起の際どころか、数年経過後、しかも差し戻し審に係属してからさえ1年近くも検察が主張・立証計画すら提出できなかった(かつ出された立証計画は弁護団の指摘で変更や撤回をせざるをえない不十分なもの)こと自体、起訴そのものがいかにいい加減なものであったのかを示すものです。

## ④ 禰屋さんへの人権侵害は5年以上、迅速な裁判からも許されない

禰屋さんは一貫して無実を主張しています。それにもかかわらず、428日間も身柄を拘束し、検察のずさんな起訴、立証活動によって、裁判は長期化し、起訴からすでに5年以上も経ち、禰屋さんはこの間ずっと「被告人」という有形無形の社会的不利益を受ける立場に置かれ続けています。このような人権侵害は一刻も早く救済されなくてはなりません。

以上から、

検察が、ただちに起訴(公訴)を取り下げるよう強く求めます。

団体名

住所